

証券コード 9262
2024年10月11日
(電子提供措置の開始日 2024年10月7日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿四丁目32番4号
株 式 会 社 シ ル バ ー ラ イ フ
代表取締役社長 清 水 貴 久

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第17回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.silver-life.co.jp/ir/stock/meeting/index>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

東京証券取引所ウェブサイトでは、「銘柄名（会社名）」に当社名（シルバーライフ）または「コード」に証券コード（9262）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁以降に記載のいずれかの方法によって**2024年10月28日（月曜日）午後6時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年10月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区市谷本村町4番1号
ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館3階 瑠璃東の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第17期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

事前質問についてのご案内

受付期間

2024年10月8日(火)午前0時～
2024年10月21日(月)午後6時まで

受付方法

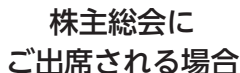
- ご質問へ回答することをお約束するものではありません。また、回答できなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますのでご了承ください。
- ご質問・ご意見はお一人様1回とさせていただきます。
- ご質問への回答を実施する場合については、ご記載いただいたメールアドレス宛にご質問をされた個々の株主様に対して行う予定です。なお、メールアドレスに誤りがある場合には、回答できかねますので、あらかじめご了承ください。
- 株主の皆様の関心の高い事項につきましては、本株主総会にて取り上げさせていただく予定です。

※事前質問サイトに関するお問い合わせ先

kabu@takara-print.co.jp（当社委託先：宝印刷株式会社）



株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、
議決権を行使してくださいませよう願ひ申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



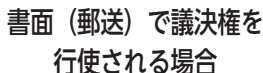
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年10月29日 (火曜日)

午前10時

(受付開始：午前9時30分)

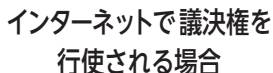


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年10月28日 (月曜日)

午後 6 時到着分まで



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年10月28日 (月曜日)

午後 6 時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

[illegible]

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 ≫ **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 ≫ **「否」** の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 ≫ **〔賛〕** の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ **〔否〕** の欄に○印
- 一部の候補者に
 反対する場合 ≫ **〔賛〕** の欄に○印をし、
 反対する候補者の番号を
 ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

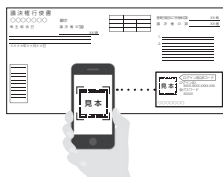
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2023年 8 月 1 日から
2024年 7 月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症が5類に見直され、経済活動の正常化に向けて緩やかな回復の継続が期待されます。しかしながら、中国の景気減速に加え、ロシア・ウクライナ情勢及び中東情勢に起因するエネルギー・原材料価格の上昇、日米の金利差による為替の影響、さらには米国における大統領選挙が2024年11月に控えており、経済に対する不確実性が高まっております。

当社の属する高齢者向け配食サービス市場においては、急速に高齢化が進み、2025年には団塊の世代が75歳以上となりピークを迎えることから、今後においても拡大が予測されます。しかしながら、エネルギー・原材料価格の上昇に加え、慢性的な配達人材の不足等から不安定な状況が続いております。

高齢者施設向け食材販売市場においては、食材費・光熱費等の高騰や人材不足に伴い、経営難に陥り倒産する高齢者施設が増加していることから、コスト削減の一環でサービスの外部委託が増加しており、高齢者施設向け食材サービスのニーズは高まっているものと考えております。

冷凍弁当における販売市場においては、新型コロナウイルス感染症の影響で中食需要が高まったため、市場全体が注目され競争が激化しております。今後においては、共働き世帯や単身世帯が増加しているなどの社会的なニーズに加えて、企業による味や栄養面での努力、食材ロスの観点から必要な時に必要な分を使用できるという利点を背景に、さらに市場は拡大傾向にあるものと考えております。

このような状況のもと、FC加盟店においては、出店数を増加させる施策として、オンデマンド配信型のFC説明会の実施、FCオーナー募集広告の強化、FC説明会参加者へのインセンティブ付与および開業の負担を軽減した契約プランの提案等を行いました。同時に、撤退店舗数を減少させる施策として、外部のM&Aサイトを利用した撤退店舗の近隣オーナーへの引継ぎ強化等を行いました。その結果、当事業年度末における店舗数は11店舗減少し、959店舗と

なりました。また、原材料価格や人件費の上昇に伴い、2023年9月より3%の卸価格の改定を行いました。

高齢者施設等においては、冷蔵食材より利便性の高い冷凍食材の需要が高まっていることから、営業活動は冷凍食材を中心とした新規営業を進めてまいりました。特に、「こだわりシェフ」よりもお手頃な価格である「おてがるシェフ」の需要が高まっていることから、積極的に営業活動を行ってまいりました。

直販・その他においては、自社ECを主体とした直接販売（BtoC）を行っている冷凍弁当の販売価格に関して、原材料価格や人件費の上昇に伴い、2023年10月より1個あたり約20円の値上げを行いました。しかしながら、販売数が減少したことに伴い、当社の市場占有率が低下したことから、売上ではなく販売数における市場占有率を高めることが長期的には優先されると判断し、2024年2月より、1個あたり約75円の販売価格の値下げを行いました。同時に、配送料を商品価格と切り分けた商品価格表示への見直しを行いました。

製造面においては、2022年10月より外部委託していた製品の一部を内製化しており、さらに2024年4月末日より内製化割合を引き上げたことで製造費は増加しましたが、外部委託食材の仕入れ額が減少したことで、売上総利益は上昇しました。

販売管理費においては、2024年4月より配送拠点を加須倉庫に一元化したことに伴い、その準備のために自動化する設備を導入したことで減価償却費が増加しました。また、一元化に伴い物流量が増加したため運賃が増加しました。

この結果、当事業年度の売上高は13,555,288千円(前事業年度比10.5%増)、営業利益は768,408千円(同14.7%増)、経常利益は965,529千円(同12.6%増)、当期純利益は668,053千円(同10.9%増)となりました。

販売区分別の経営成績は次のとおりであります。

(FC加盟店)

出店数を増加させる施策として、オンデマンド配信型のFC説明会の実施、FCオーナー募集広告の強化、FC説明会参加者へのインセンティブ付与および開業の負担を軽減した契約プランの提案等を行いました。同時に、撤退店舗数

を減少させる施策として、外部のM&Aサイトを利用した撤退店舗の近隣オーナーへの引継ぎ強化等を行いました。その結果、当事業年度末における店舗数は11店舗減少し、959店舗となりました。また、原材料価格や人件費の上昇に伴い、2023年9月より3%の卸価格の改定を行いました。

この結果、当事業年度の売上高は8,865,568千円(前事業年度比4.0%増)となりました。

(高齢者施設等)

高齢者施設向け食材販売では、冷蔵食材である「まごころ食材」と冷凍食材である「こだわりシェフ」及び「おてがるシェフ」を展開しております。高齢者施設においては、冷蔵食材より利便性の高い冷凍食材の需要の高まりから、営業活動は冷凍食材を中心とした新規営業を進めてまいりました。特に、「こだわりシェフ」よりもお手頃な価格である「おてがるシェフ」の需要が高まっていることから、積極的に営業活動を行ってまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は1,546,302千円(前事業年度比16.7%増)となりました。

(直販・その他)

ECを主体とした冷凍弁当の直接販売（BtoC）においては、原材料価格や人件費の上昇に伴い、2023年10月より1個あたり約20円の値上げを行いました。しかしながら、販売数が減少したことに伴い、当社の市場占有率が低下したことから、売上ではなく販売数における市場占有率を高めることが長期的には優先されると判断し、2024年2月より、1個あたり約75円の販売価格の値下げを行いました。同時に、配送料を商品価格と切り分けた商品価格表示への見直しを行いました。

この結果、当事業年度の売上高は3,143,416千円(前事業年度比30.0%増)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は1,113,940千円であります。

その主なものは、加須倉庫の改修に係る投資（384,201千円）、栃木工場の製造設備改善（351,271千円）であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2021年7月期)	第 15 期 (2022年7月期)	第 16 期 (2023年7月期)	第 17 期 (当事業年度) (2024年7月期)
売 上 高 (千円)	10,050,070	11,215,914	12,266,758	13,555,288
経 常 利 益 (千円)	973,127	709,451	857,848	965,529
当 期 純 利 益 (千円)	546,109	401,891	602,571	668,053
1 株当たり当期純利益 (円)	50.93	37.26	55.74	61.58
総 資 産 (千円)	8,262,323	8,859,525	9,562,497	9,875,074
純 資 産 (千円)	4,926,335	5,304,378	5,916,194	6,423,815
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	457.43	491.51	545.65	591.51

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第15期の期首から適用しており、第15期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

高齢化が急速に進む我が国において、当社の属する高齢者向け配食サービス市場は年々拡大しております。こうした社会背景とスケールメリットを活かした競争優位性により、当社の売上は、創業以来、順調に推移してまいりました。当社が今後も継続して成長していくためには、成長が見込まれている市場において如何にシェアを拡大していくかが重要であると捉えております。そのためには、現在の競争優位性を更に進化させていくことが必須となります。

今後は、各販売区分別の売上拡大に取り組みつつ、製造体制の強化を進めることで利益改善をしていく必要があります。

当社はこれらの中長期的な課題に対して、次のとおり計画しております。

① 当社の属する高齢者向け配食サービス市場の環境

我が国は75歳以上の後期高齢者の人口が2025年以降30年間増加すると予想されています。高齢者人口が増えるに従い、独居の高齢者も増えていきます。そして、国が介護・福祉にかける財源確保は更に困難を増し、介護事業者の運営は厳しくなるものと予想しております。

それらの環境下、高齢者のご自宅までお弁当を届ける当社の配食サービスや高齢者施設向けの食材サービスのニーズは更に高まるものと考えております。

② 各販売区分の売上増施策及び取り組むべき課題

- ・ F C加盟店 既存店は店舗支援の強化を図り、店舗売上の増加に繋げてまいります。新店は広告宣伝や説明会開催を通じて契約増に繋げてまいります。
- ・ 高齢者施設等 利用施設に対する営業活動や利用施設からの要望に応える商品・サービス開発などを積極的に行うことで、冷蔵・冷凍両食材の拡販を目指し、売上の増加に繋げてまいります。
- ・ 直販・その他 冷凍弁当は、新たな顧客層獲得のための商品開発および積極的な広告宣伝活動により、新規顧客の獲得とともに定期顧客を増やす施策を行ってまいります。

③ 製造・保管体制の確立

当社では外部委託食材の製造、保管及び発送の内製化を進めております。これらの活動は進行中であり、今後もその体制を強化することで、スケールメリットの追求と併せ、コスト面での競争優位性を高めていく考えです。

④ 目標とする経営指標

2028年7月期の売上高180億円、営業利益12億円を目指してまいります。

⑤ 株主還元について

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しており、内部留保を充実させ経営基盤の安定化を図るとともに、事業拡大のための投資等によって一層の企業価値向上を図る方針であります。財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、内部留保とのバランスを取りつつ、配当性向30%を目途に中長期的に安定し、継続して配当を実施してまいります。

⑥ その他基盤強化に向け取り組むべき課題

企業価値の向上を実現するために、サステナビリティ・ESGの観点をより一層重視し、気候変動への対応、人的資本への投資、ガバナンス強化とリスクマネジメント力の向上等、持続可能な社会の実現に向けた取り組みにも注力してまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年7月31日現在）

当社は、食品製造販売事業の単一セグメントであり、販売先別区分は以下のとおりです。

販 売 区 分	販 売 先 内 容
F C 加 盟 店	高齢者向け配食サービスのフランチャイズを展開しております。「まごころ弁当」「配食のふれ愛」「宅食ライフ」の3ブランドを有し、全国959店舗のF C加盟店に対し食材を販売しております。
高 齢 者 施 設 等	主に高齢者施設等に対し、「まごころ食材サービス」、「こだわりシェフ」及び「おてがるシェフ」のサービス名で食材を販売しております。
直 販 ・ そ の 他	冷凍弁当の販売を行っております。「まごころケア食」「きくばりべんとう」「ライフミール」のサービス名での直接販売、並びにOEM販売を前提とした製造受託による食材を販売しております。また、上記以外のその他の食材の販売を含めております。

(6) 主要な営業所及び工場（2024年7月31日現在）

本	社	東京都新宿区
工	場	群馬工場：群馬県邑楽郡邑楽町 栃木工場：栃木県足利市
物 流 セ ン タ ー		加須倉庫：埼玉県加須市

(7) 使用人の状況（2024年7月31日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
305名(225名)	73名増(40名増)	33.9歳	2.8年

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年7月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	1,428,050千円
株式会社埼玉りそな銀行	284,000千円

(9) 親会社等との間の取引に関する事項

① 取引にあたっての当社の利益を害さないよう留意した事項

当社の親会社等は、当社代表取締役社長清水貴久であります。当社は当社代表取締役社長清水貴久より、不動産の購入及び賃借をしております。当該取引に際しましては、当該取引の合理性、及び取引条件の妥当性につき慎重に判断するとともに、取締役会の決議を受けることにより取引の適法性を確保し、当社の利益を害さないようにしております。

② 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、親会社等との取引に際し、社外取締役からの適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引実施の可否を決定しております。

③ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2024年7月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
(2) 発行済株式の総数 10,860,400株（自己株式422株を含む）
(3) 株主数 8,248名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 近 江 屋	4,000,000株	36.83%
清 水 貴 久	1,976,800	18.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	636,600	5.86
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	230,300	2.12
中 村 剛	150,300	1.38
野 村 證 券 株 式 会 社	74,394	0.68
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	49,900	0.45
楽 天 証 券 株 式 会 社	47,300	0.43
J. P. Morgan Securities plc	39,000	0.35
シ ル バ ー ラ イ フ 社 員 持 株 会	36,600	0.33

（注）持株比率は自己株式（422株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度末までの新株予約権の行使により、発行済株式の総数は17,600株増加し、10,860,400株となりました。

3. 新株予約権等の状況（2024年7月31日現在）

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発 行 決 議 日		2017年5月20日	2018年2月15日	2018年10月28日
新株予約権の数		70個	140個	50個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 5,600株 (新株予約権1個につき80株)	普通株式 11,200株 (新株予約権1個につき80株)	普通株式 4,000株 (新株予約権1個につき80株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 3,360円 (1株当たり 42円)	新株予約権1個当たり 9,920円 (1株当たり 124円)	新株予約権1個当たり 25,920円 (1株当たり 324円)
権 利 行 使 期 間		2017年5月21日から 2025年5月20日まで	2018年2月16日から 2026年2月15日まで	2018年10月29日から 2026年10月28日まで
行 使 の 条 件		(注)	(注)	(注)
役 員 の 保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 70個 目的となる株式数 5,600株 保有者数 1名	新株予約権の数 140個 目的となる株式数 11,200株 保有者数 1名	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要するものとする。その他の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2024年7月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	清 水 貴 久	
取 締 役	戸 井 丈 嗣	営業部長
取 締 役	増 山 弘 和	管理部長
取 締 役	横 田 啓	生産部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	齋 藤 玲 子	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	深 町 周 輔	フォーサイト総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社富士山マガジンサービス 社外監査役 株式会社メルティンMMI 社外監査役 株式会社バンク・オブ・イノベーション 社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	橋 元 秀 行	橋元公認会計士事務所 所長 東陽監査法人 シニアパートナー エレファンテック株式会社 非常勤監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	長谷川 直 哉	法政大学人間環境学部人間環境学科 教授 岡部株式会社 社外取締役 日産東京販売ホールディングス株式会社 社外取締役 日経広告研究所 客員研究員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）深町周輔氏、橋元秀行氏及び長谷川直哉氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）橋元秀行氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、齋藤玲子氏を常勤の監査等委員として選任しております。
4. 当社は、取締役（監査等委員）深町周輔氏、橋元秀行氏及び長谷川直哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していたものを含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年8月15日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 取締役報酬の基本方針並びに構成割合

当社の取締役報酬は、経営目標を達成し持続的な成長を支える経営者としての原動力となるものであり、かつ報酬の決定プロセスが客観性、透明性の高いものであることを基本方針とする。原則として取締役報酬は確定額報酬のみで構成し（100%）、業績連動報酬及び非金銭報酬を採用する場合は、法令による定め、別途定める「役員規程」、その他関連規程に基づき決定する。

ロ. 取締役報酬の算定方法

2018年10月29日開催の第11回定時株主総会において決議された上限額以内で、取締役の個別の業務執行状況と前期の会社目標達成状況、将来期待される役割等を勘案して指名・報酬委員会により原案が策定される。取締役の個別の報酬の詳細な算定方法は、別途定める取締役評価基準、その他関連規程に基づき算定される。

ハ. 報酬等の付与時期・条件の決定に関する方針

最終的に決定された取締役報酬が確定額報酬のみである場合、当該報酬額を12分割したものを、毎月所定日に支給する。

その他支給に関する条件については、就任時に締結する委任契約及び当社の「役員規程」その他関連規程に定めるとおりとする。

二. 報酬等の決定に係る委任に関する事項

a. 委任を受ける者

指名・報酬委員会

b. 委任する権限の内容

策定された原案をもとに、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会でご取締役の報酬案の妥当性が審議され、最終的に決定される。

c. 権限の適切な行使のための措置

社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において審議、決定されることで、手続きに公正性、客観性、透明性が確保されております。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 （1名）	54,658千円 （1千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （3名）	23,400千円 （14,400千円）
合 計 （うち社外取締役）	8名 （3名）	78,058千円 （14,400千円）

（注） 1. 当事業年度に係る取締役報酬は、確定額報酬のみで構成されております。

2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年10月29日開催の第11回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち、社外取締役分は年額30百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点における取締役（監査等委員を除く）の員数は、4名（うち社外取締役は0名）です。

3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年10月29日開催の第11回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点における取締役（監査等委員）の員数は、5名（うち社外取締役は4名）です。

4. 取締役会は、各取締役の報酬の決定が客観性、透明性の高いものとするために、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会に対し、各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。

（構成員） 清水貴久 （社内取締役）

増山弘和 （社内取締役）

深町周輔 （社外取締役）

橋元秀行 （社外取締役）

長谷川直哉 （社外取締役）

なお、構成員の地位及び担当については、4.（1）取締役の状況のとおりとなります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）深町周輔氏は、フォーサイト総合法律事務所パートナー弁護士、株式会社富士山マガジンサービス社外監査役、株式会社メルティンMMⅠ社外監査役及び株式会社バンク・オブ・イノベーション社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）橋元秀行氏は、橋元公認会計士事務所所長、東陽監査法人シニアパートナー及びエレファンテック株式会社非常勤監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）長谷川直哉氏は、法政大学人間環境学部人間環境学科教授、岡部株式会社社外取締役、日産東京販売ホールディングス株式会社社外取締役及び日経広告研究所客員研究員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 深 町 周 輔	当事業年度に開催された取締役会19回のうち全てに、監査等委員会24回のうち全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。取締役会や監査等委員会において、主に法務・コンプライアンスについての意見等、適宜必要な発言を行っております。また、内部通報対応においても必要な助言をいただいております。
取締役（監査等委員） 橋 元 秀 行	当事業年度に開催された取締役会19回のうち全てに、監査等委員会24回のうち全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。取締役会や監査等委員会において、主に財務・会計面についての意見等、適宜必要な発言を行っており、監査法人の視点から、独立した立場で助言をいただいております。
取締役（監査等委員） 長谷川 直哉	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に、監査等委員会24回のうち21回に出席し、サステナビリティ・コーポレートガバナンスにおける専門家としての見地から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。取締役会や監査等委員会において、主にサステナビリティについての意見等、適宜必要な発言を行っており、当社の企業価値向上を図る視点から、独立した立場で助言をいただいております。

（注）上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が3回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,900千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,900千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任する。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断した場合、会社法第399条の2第3項第2号に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関して株主総会に提出する議案の内容を決定する。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月

(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)

- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

- ・ 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3ヶ月
(2024年1月1日から同年3月31日まで)

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、法令・定款及び社会規範を順守するための「企業倫理行動憲章規程」を制定し、全社に周知・徹底する。
 - ロ. 当社は、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当社のコンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
 - ハ. 当社のコンプライアンス担当者は、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）、監査等委員及び使用人に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - ニ. 当社は、内部通報制度を設け、当社の使用人が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
 - ホ. 当社は、「健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。」ことを宣し、当社は、これに基づき、毅然とした態度で臨むものとする。
 - ヘ. 内部監査部門は、当社の法令及び定款の順守体制の有効性について監査を行い、是正や改善の必要があるときには、当該主管部門及び被監査部門は、速やかにその対策を講ずる。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行に関わる情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保管及び管理を行う。
 - ロ. 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とする。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社は「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署又は組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
 - ロ. 当社は、リスク管理委員会を設置し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

- ハ. 当社は、危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。
 - 二. 内部監査部門は、当社のリスク管理体制について監査を行い、是正や改善の必要があるときには、当該主管部門及び被監査部門は、速やかにその対策を講ずる。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、各取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務執行機能を分離する。
 - ロ. 「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - ハ. 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制
- イ. 取締役会は、当社の経営計画を決議し、経営企画部門はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
 - ロ. 内部監査部門は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び当該使用人の当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 当社は、必要に応じ監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局を置き、同事務局に属する使用人は、専ら監査等委員会の指示に従って、その職務を補助することができる。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かない。
 - ロ. 当社の監査等委員会は、その職務の必要に応じて、管理部門及び内部監査部門に属する使用人を、一定期間、特定の監査のための職務を補助する者として指名することができる。（以下、イ.の使用人と合わせて監査職務補助者という。）
 - ハ. 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、監査職務補助者に対して、監査等委員会の指揮命令に従うことを指示するとともに、当該監査職務補助者がその指示を受けた職務を執行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならない。

- 二. 監査職務補助者の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）はあらかじめ監査等委員会あるいは常勤監査等委員に相談することを要する。
- ホ. 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、上記 イ.ないし 二.の具体的な運用の細目を監査等委員会と協議して定め、各項目の内容と合わせて当社内に公表することを要する。
- ⑦ 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制並びに監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、当社に関する以下に例示する事項等を監査等委員会に報告する。ただし、常勤監査等委員あるいは監査等委員会から指名を受けた監査等委員が出席した会議等については、この報告を省略することができる。
- a 経営会議で報告された重要な事項
 - b 業務報告会等で報告された重要な事項
 - c 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - d 内部監査に関する重要な事項
 - e 重大な法令・定款違反に関する事項
 - f その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項
- ロ. 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人は、上記 イ.の c、 e 及び f に関する重要な事実を発見した場合は、① ロ.のコンプライアンス委員会及び③ ロ.のリスク管理委員会への報告、① 二.の内部通報制度に基づく通報、もしくは監査等委員会に直接報告できるものとする。
- ハ. 上記 ロ.に基づき報告を行った取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けることを禁じるものとする。
- ⑧ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- . 監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を求めた場合、当社は、監査等委員会の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員会には、法令に従い、社外取締役である監査等委員を含み、公正かつ透明性を担保する。
 - . 監査等委員会あるいは常勤監査等委員は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - ハ. 監査等委員会あるいは常勤監査等委員は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 - 二. 監査等委員会あるいは常勤監査等委員は、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 信頼性のある財務報告の作成及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制規程」を定め、内部統制が有効に機能するための体制を構築する。
 - . 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。
 - ハ. 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。
 - 二. 内部監査部門は、当社の財務報告に係る内部統制について監査を行い、是正や改善の必要があるときには、当該主管部門及び被監査部門は、速やかにその対策を講ずる。
- ⑪ 反社会的勢力の排除に向けた体制
- イ. 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力排除規程」を定め、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）、監査等委員及び使用人に周知徹底する。
 - . 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 内部統制システム全般

取締役会は、「取締役会規程」に基づき、定例取締役会及び臨時取締役会を開催し、法令、定款及び規程類に基づく適法性並びに経営判断の妥当性を満たすよう、業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、年間の内部監査計画を定め、全ての部署に対して内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び各監査等委員に報告しました。

② コンプライアンス及びリスク管理体制

「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を委員長、代表取締役社長が指名した取締役を委員とするコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、四半期に1回開催して、法令の順守状況を確認し、リスクの評価を行っております。

③ 監査等委員の監査体制

各監査等委員は取締役（監査等委員であるものを除く。）、内部監査室及びその他の使用人から定期的に報告を受けて相互の連携を図るとともに、取締役会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等重要な会議に出席し、意見を述べました。また、必要に応じて職務執行状況について当社の役職員等へ説明を求め、監査の実効性の向上を図りました。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,585,719	流 動 負 債	1,818,605
現 金 及 び 預 金	1,265,092	買 掛 金	648,335
売 掛 金	1,296,993	1年内返済予定の長期借入金	239,400
商 品 及 び 製 品	417,266	未 払 金	590,305
原材料及び貯蔵品	112,768	未 払 費 用	40,985
前 払 費 用	87,367	未 払 法 人 税 等	168,523
未 収 入 金	403,401	預 り 金	18,336
そ の 他	116,397	株 主 優 待 引 当 金	21,826
貸 倒 引 当 金	△113,567	契 約 負 債	5,956
固 定 資 産	6,289,355	リ ー ス 債 務	720
有 形 固 定 資 産	5,709,367	そ の 他	84,215
建 物	3,107,932	固 定 負 債	1,632,654
構 築 物	151,429	長 期 借 入 金	1,472,650
機 械 及 び 装 置	1,553,794	リ ー ス 債 務	1,321
車 両 運 搬 具	70,840	預 り 保 証 金	149,901
工具、器具及び備品	97,371	長 期 契 約 負 債	5,571
リ ー ス 資 産	1,856	そ の 他	3,210
土 地	649,211	負 債 合 計	3,451,259
建 設 仮 勘 定	76,932	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	356,517	株 主 資 本	6,423,815
商 標 権	343	資 本 金	731,387
ソ フ ト ウ ェ ア	345,846	資 本 剰 余 金	721,387
そ の 他	10,326	資 本 準 備 金	721,387
投 資 そ の 他 の 資 産	223,470	利 益 剰 余 金	4,971,996
長 期 貸 付 金	37,601	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,971,996
破 産 更 生 債 権 等	1,066	繰 越 利 益 剰 余 金	4,971,996
長 期 前 払 費 用	30,904	自 己 株 式	△956
繰 延 税 金 資 産	103,459		
そ の 他	64,457		
貸 倒 引 当 金	△14,019		
		純 資 産 合 計	6,423,815
資 産 合 計	9,875,074	負 債 純 資 産 合 計	9,875,074

(注) 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年 8 月 1 日から
2024年 7 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		13,555,288
売 上 原 価		9,190,113
売 上 総 利 益		4,365,174
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,596,766
営 業 利 益		768,408
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11,680	
受 取 補 償 金	170,959	
受 取 手 数 料	35,167	
そ の 他	26,225	244,032
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,717	
賃 貸 費 用	27,170	
減 価 償 却 費	3,483	
貸 倒 損 失	5,376	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,702	
そ の 他	1,461	46,910
経 常 利 益		965,529
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	9,108	
そ の 他	500	9,608
税 引 前 当 期 純 利 益		955,920
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	285,956	
法 人 税 等 調 整 額	1,910	287,867
当 期 純 利 益		668,053

(注) 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年 8 月 1 日から
2024年 7 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計
				繰越利益 剰余金	
当期首残高	730,286	720,286	720,286	4,466,578	4,466,578
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,101	1,101	1,101		
剰余金の配当				△162,635	△162,635
当期純利益	－	－	－	668,053	668,053
当期変動額合計	1,101	1,101	1,101	505,417	505,417
当期末残高	731,387	721,387	721,387	4,971,996	4,971,996

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△956	5,916,194	5,916,194
当期変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)		2,203	2,203
剰余金の配当		△162,635	△162,635
当期純利益	－	668,053	668,053
当期変動額合計	－	507,620	507,620
当期末残高	△956	6,423,815	6,423,815

(注) 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～50年

機械及び装置 2年～17年

工具、器具及び備品 1年～15年

車両運搬具 2年～5年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却を行う方法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 株主優待引当金

株主優待券の利用による売上値引に備えるため、株主優待制度に基づき、発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。

加盟金収入は、加盟店がサービスを受けるために契約締結時に支払う加盟金であり、当社は5年間の契約期間中サービス提供を行う履行義務を負っております。当該履行義務は、当社がサービスを加盟店に提供する一定の期間において充足されることから、契約期間において収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,449,955千円

(2) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2024年7月31日)
建物	1,780,165千円
土地	209,683
担保付債務は、次のとおりであります。	

	当事業年度 (2024年7月31日)
1年内返済予定の長期借入金	167,400千円
長期借入金	1,260,650

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	10,842,800	17,600	—	10,860,400
計	10,842,800	17,600	—	10,860,400

(注) 発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使による増加17,600株によるものであります。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	422	—	—	422
計	422	—	—	422

(3) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年10月27日 定時株主総会	普通株式	162	15	2023年 7月31日	2023年 10月30日

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 10月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	162	15	2024年 7月31日	2024年 10月30日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の
目的となる株式の種類及び数

普通株式

113,200株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、主に金融機関からの借入により必要な設備資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金は、主に、ファクタリング債権であり、ファクタリング会社等の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金並びに未払金は、2か月内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、一部口座振替による債権回収を行うことで低減されております。また管理部財務課において未回収債権の有無の確認を行い、回収遅延が発生した場合には速やかに営業部と連携して債権回収を行っております。また「与信管理規程」に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスクの低減を図っております。

ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、金融機関からの借入により設備資金を調達する方針であります。管理部財務課で金利の変動をモニタリングし、金利の上昇局面では固定金利条件の借入や、金利の下降局面では借り換え等を行い、金利の変動に係るリスクを低減する方針であります。

ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部財務課は適時資金計画表を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年7月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,712,050	1,683,998	△28,051

(注1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注2)「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注3) 長期借入金その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
長期借入金	239,400	239,400	239,400	235,400	167,400	591,050
合計	239,400	239,400	239,400	235,400	167,400	591,050

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品及び金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	1,683,998	—	1,683,998

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、借入を行っている当社の信用状況は借入実行後から大きく異なっていないため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっており、レベル 2 の時価に分類しております。また、固定金利によるものは、元金利の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2024年7月31日)	千円
繰延税金資産		
未払事業税	10,530	
未払金（賞与）	6,901	
貸倒引当金	39,066	
その他	46,960	
繰延税金資産合計	103,459	
繰延税金資産の純額	103,459	

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

販売先別	顧客との契約から生じる収益		その他の収益	合計
	一定の期間にわたり 移転される財又はサ ービス	一時点で移転される 財又はサービス		
FC加盟店	11,697	8,853,870	—	8,865,568
高齢者施設等	—	1,546,302	—	1,546,302
直販・その他	—	3,143,416	—	3,143,416
合計	11,697	13,543,590	—	13,555,288

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(個別注記表) 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
契約負債	21,609	11,527

契約負債は、主に加盟金収入に係る顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は、6,566千円であります。また、当事業年度において、契約負債が10,081千円減少した主な理由は、契約期間の経過に伴う収益認識による契約負債の取り崩し等によるものであります。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

1 年内	5,956 千円
1 年超～2 年内	3,189 千円
2 年超	2,381 千円
合計	11,527 千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容(注)	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	清水貴久	当社代表取締役社長	被所有直接55.07	土地の購入	従業員用社宅用土地の購入	7,080	土地	7,080
役員	清水貴久	当社代表取締役社長	被所有直接55.07	建物の購入	従業員用社宅建物の購入	10,670	建物	8,466
役員	清水貴久	当社代表取締役社長	被所有直接55.07	不動産の賃借	不動産賃借料の支払	1,400	前払費用	308
							差入保証金	200

清水貴久の議決権等の被所有割合には同氏の資産管理会社による被所有割合を含みます。
上記取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 土地、建物の購入価格及び不動産の賃借料、敷金は近隣の相場等を参考にしております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 591円51銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 61円58銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 61円02銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年9月20日

株式会社シルバーライフ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 齋 藤 哲 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 内 野 福 道 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シルバーライフの2023年8月1日から2024年7月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年8月1日から2024年7月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との間の取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年9月24日

株式会社シルバーライフ 監査等委員会
常勤監査等委員 齋藤 玲子 ㊞
監査等委員 深町 周輔 ㊞
監査等委員 橋元 秀行 ㊞
監査等委員 長谷川 直哉 ㊞

(注) 監査等委員深町周輔、橋元秀行及び長谷川直哉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況を勘案し、内部留保とのバランスをとりつつ、配当性向30%を目途に中長期的に安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり、期末配当をさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金 15円 総額 162,899,670円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年10月30日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じです。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、社外取締役が議長を務める指名・報酬委員会に諮問し、その答申をふまえて取締役会が提案しております。また、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	し み づ た か ひ さ 清 水 貴 久 (1974年7月31日) 【再任】	1998年4月 警視庁入庁 1999年9月 株式会社ベンチャーリンク入社 2002年2月 有限会社マーケット・イン設立 代表取締役 2009年9月 当社入社 F C開発部長 2012年9月 当社代表取締役社長（現任）	5,976,800株
	【取締役候補者とした理由】 清水貴久氏は、当社の中でだれよりもこの業界・業務内容に精通しており、2012年9月の当社代表取締役社長就任以降、業務全般に関する高度な知識及び経験をもとに、当社の企業価値向上に貢献しております。 経営者として目標達成に向け必要な対策を講じ、かつ経営陣を統率していく行動力とリーダーシップを有し、様々な施策を推進する能力に秀でていることから、今後も中長期的に当社の企業価値を向上させる者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	よ こ た あ き ら 横 田 啓 (1986年4月21日) 【再任】	2013年4月 当社入社 2020年12月 当社生産部長 2021年10月 当社取締役生産部長（現任）	800株
	【取締役候補者とした理由】 横田啓氏は、第1期新卒社員として入社し、群馬工場の立ち上げ及びFSSC22000の取得、栃木工場の立ち上げに携わるなど、当社の食品製造体制の礎を築いてまいりました。 それらの経験から得た食品製造業務に関する深い知識をもとに、社員への高い指導力・育成力を発揮し、製造部門の安定化を推進しているほか、製造コストや廃棄物の削減に向けた提案力や実行力を有しており、今後も中長期的に当社の企業価値を向上させる者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	と い た け し 戸井丈嗣 (1977年7月15日) 【再任】	2001年4月 株式会社ガイア入社 2002年6月 有限会社マーケット・イン入社 2007年10月 当社設立 代表取締役 2012年9月 当社取締役営業部長（現任）	31,200株
	【取締役候補者とした理由】 戸井丈嗣氏は、当社創業時より営業部門の中核として、この業界・業務内容を理解し、当社F C加盟店拡大の礎を築いてまいりました。 特に、S Vの育成・管理監督を行う力、店舗の効率的な営業活動のためのマーケティング戦略を考案し実行する力に優れており、F C加盟店の安定した店舗運営に貢献を続けていることから、今後も中長期的に当社の企業価値を向上させる者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		
4	ま す や ま ひろかず 増山弘和 (1969年6月25日) 【再任】	1990年4月 天馬株式会社入社 2002年9月 日東工業株式会社（現シンジータック株式会社）入社 2004年9月 日本電産コパル株式会社入社（現ニデックプレジジョン株式会社） 2006年9月 野村貿易株式会社入社 2018年7月 当社入社 2020年9月 当社管理部長 2020年10月 当社取締役管理部長（現任）	800株
	【取締役候補者とした理由】 増山弘和氏は、管理部を管掌する取締役として、経営計画・業務方針に基づき業務執行における管理・監督を行ってまいりました。 また、管理部員それぞれの能力を活かしながら育成する指導力・リーダーシップを有しており、管理部門の体制強化を進めることで当社の企業価値向上に貢献してまいりました。 会社を支える管理部長という立場からも、部門間の連携を図り円滑な業務執行の推進に大きく貢献していることから、今後も中長期的に当社の企業価値を向上させる者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 当社は清水貴久氏との間に、土地、建物の購入及び不動産の賃貸借に係る取引があります。その他の候補者との間には特別の利害関係はありません。
2. 清水貴久氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社近江屋が所有する株式数(4,000,000株)を含んでおります。
3. 清水貴久氏は当社の親会社等であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	さいとう れいこ 齋 藤 玲 子 (現姓：須田) (1970年6月15日) 【再任】	1992年4月 第百生命保険相互会社（現マニユライフ生命保険株式会社）入社 2002年8月 アライドテレシス株式会社（現アライドテレシスホールディングス株式会社）入社 2005年10月 ブックオフコーポレーション株式会社（現ブックオフグループホールディングス株式会社）入社 2007年6月 同社コーポレートコミュニケーション室長 2017年7月 当社入社 2018年4月 当社管理部次長 兼 経営企画課課長 2022年10月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）	1,000株
【取締役候補者とした理由】 齋藤玲子氏は、上場前に入社し上場準備から株主対応の礎を築いてまいりました。長年のIR活動を通じて得た知見から、昨今求められているコーポレートガバナンスやESGへの深い識見及びサステナビリティに対する高い意欲と行動力により、当社内でそれらの議論を牽引する存在として経営のサポートを行ってまいりました。 当社常勤監査等委員に就任以降も、企業経営が適切に行われているかの監査や社外取締役への情報共有を通じ、取締役会の活性化と議論の深化を図ることに注力されており、引き続き当社の企業価値の向上に寄与することを期待し、引き続き監査等委員である取締役の候補者いたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	は せ が わ な お や 長谷川 直哉 (1958年11月7日) 【再任】 【社外】 【独立役員】	1982年4月 安田火災海上保険株式会社（現損害保 険ジャパン株式会社）入社 2006年4月 国立大学法人山梨大学大学院持続可能 社会形成専攻准教授 2007年4月 法政大学大学院環境マネジメント研究 科兼任講師 芝浦工業大学工学部兼任講師 2008年4月 中央大学大学院国際会計研究科兼任講 師、芝浦工業大学大学院工学マネジメ ント研究科兼任講師 2011年4月 法政大学人間環境学部人間環境学科教 授（現任） 2013年9月 山梨県立大学国際関係学部兼任講師 2020年2月 株式会社パネイル顧問 2020年4月 サッポロホールディングス株式会社サ ステナビリティ・シニアアドバイザー 2021年3月 岡部株式会社社外取締役（現任） 2021年6月 日産東京販売ホールディングス株式会 社社外取締役（現任） 2022年4月 日経広告研究所客員研究員（現任） 2022年10月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 法政大学人間環境学部人間環境学科教授 岡部株式会社社外取締役 日産東京販売ホールディングス株式会社社外取締役 日経広告研究所客員研究員	—
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 長谷川直哉氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は機関投資家として従事していたこ と、また現在はサステナビリティ、コーポレートガバナンスの専門家として研究をしており、 それら企業での豊富な経験と学術に対する高い見識・専門性を有しております。当社社外取締 役に就任以降、サステナビリティの専門家として開示内容へ意見をいただいております。当社のさ らなる経営基盤の強化と企業価値の向上に貢献いただけるものと期待し、引き続き監査等委員 である社外取締役の候補者となりました。 また、選任された場合には、指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定及び 役員報酬等の決定において、客観的・中立的な立場で関与いただくことも期待しております。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	しみず ひかる 清 水 光 (現姓：田村) (1976年12月12日) 【新任】 【社外】 【独立役員】	2003年 4 月 最高裁判所司法研修所入所 2004年10月 札幌地方裁判所判事補任官 2009年 7 月 米国ジョージワシントン大学客員研究員として派遣 2014年10月 新潟地方裁判所判事任官 2016年 4 月 清水法律事務所入所 2016年 6 月 清水法律事務所弁護士（現任） 2017年 5 月 学校法人東京家政学院評議員（現任） 2020年12月 独立行政法人日本学術振興会協力会監事（現任） 2021年 5 月 公益財団法人日本野球連盟理事・コンプライアンス委員会委員長（現任） 2021年 9 月 清水法律事務所弁理士（現任） 2023年 5 月 学校法人藤村学園理事（現任） 2024年 4 月 東京弁護士会業務改革委員会副委員長（現任） 2024年 6 月 公益財団法人日本ソフトボール協会理事（現任） (重要な兼職の状況) 清水法律事務所 弁護士 学校法人東京家政学院評議員 独立行政法人日本学術振興会協力会監事 公益財団法人日本野球連盟理事 公益財団法人日本野球連盟コンプライアンス委員会委員長 清水法律事務所 弁理士 学校法人藤村学園理事 東京弁護士会業務改革委員会副委員長 公益財団法人日本ソフトボール協会理事	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 清水光氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年裁判官及び弁護士としての職歴を有しており、その高い知見を活かし、文部科学省を始めとする多種多様な機関において、コンプライアンス監視の職務に従事しております。当社のさらなる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査、監督に反映していただくことを期待したため、監査等委員である社外取締役の候補者となりました。 また、選任された場合には、指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定及び役員報酬等の決定において、客観的・中立的な立場で関与いただくことも期待しております。 なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 清水光氏と、取締役候補者である清水貴久氏は、同一の姓ですが血縁関係はございません。
3. 長谷川直哉氏、清水光氏は、社外取締役候補者であります。
4. 長谷川直哉氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、監査等委員である取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、齋藤玲子氏、長谷川直哉氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、清水光氏の

選任が承認された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、長谷川直哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、清水光氏の選任が承認された場合には、新たに独立役員となる予定であります。

以 上

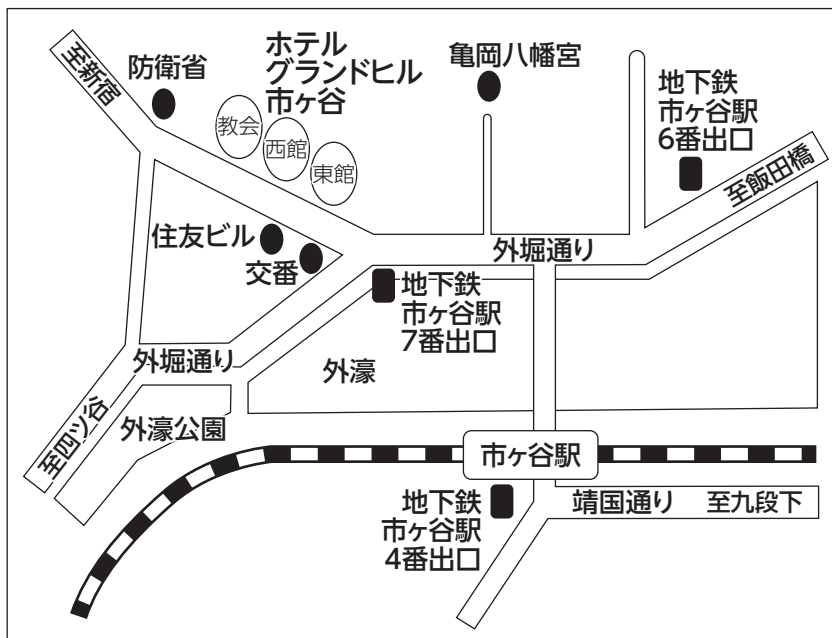
【参考】取締役会のスキルマトリックス

本総会において、第2号議案及び第3号議案が原案どおりに承認された場合の、現任の取締役を含めた各取締役の専門性及び経験は以下のとおりとなります。

氏名	役職	社外	企業経営	財務会計	法務・リスク マネジメント	営業・マー ケティング	生産・ 品質管 理	業界への 知見	E S G
清水 貴久	代表取締役社長		○			○	○	○	○
横田 啓	取締役						○	○	○
戸井 丈嗣	取締役		○			○		○	
増山 弘和	取締役			○	○				○
齋藤 玲子	取締役 (監査等委員)			○	○				○
橋元 秀行	取締役 (監査等委員)	●		○					○
長谷川 直哉	取締役 (監査等委員)	●		○	○				○
清水 光	取締役 (監査等委員)	●			○				○

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区市谷本村町4番1号
ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館3階
瑠璃東の間
TEL 03-3268-0111



交通のご案内

東京メトロ 有楽町線・南北線 「市ヶ谷駅」 6番出口から徒歩5分
7番出口から徒歩2分
都営地下鉄 新宿線 「市ヶ谷駅」 4番出口から徒歩3分
J R 総武線 「市ヶ谷駅」 から徒歩5分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。